

イ 通帳等、口座番号等を確認できるものの写し（請求者名義）

※ 請求者は、原則、遺産相続の順位に準じます。

5 請求の期限

退職互助部の退会に係る各種給付金の請求の期限は、事由発生の日から「3年」となります。

6 提出先

所属する支部（持参、郵送共に可）又はおしば集中事務センター（郵送のみ）へご提出ください。

<送付先> 静岡県教職員互助組合 おしば集中事務センター

〒424-0812 静岡市清水区小芝町3-6 おしば会館内

電話 054-340-7020 お問い合わせ時間 平日 9時から 16時まで

7 その他

(1) 療養費等、退会の事由発生前における給付金の請求がある場合は、速やかにお手続きくださるようお願いいたします。

(2) 給付金のお受け取りについて

ア 給付金の受取方法は、「銀行振込」のみとなります。

申請受付月（月末締切）の翌々月 25 日に送金されます。（金融機関休業日の場合は翌営業日）

イ 振込手数料は組合員（請求者）負担となります。

給付金から「振込手数料 275 円」が差し引かれ送金されます。

※ 令和 8 年 8 月申請受付分（令和 8 年 10 月給付分）から、以下を除く全ての金融機関においてかかります。

ウ 給付金受取において振込手数料が 0 円である金融機関

- ・ 退職互助部推奨金融機関（静岡県労働金庫及び全国のろうきん）
- ・ スルガ銀行

※ 振込手数料等は、令和 8 年 4 月現在の状況となります。

金融機関の手数料に係る規定改正により変更となる場合があります。

(3) 請求の期限（3年）を経過した場合の届出様式

様式第 8 号の 1 「退会届」（様式は所属の支部に請求）

※ 給付金を請求することはできませんが、退会の手続きについてご協力をお願いいたします。（添付書類不要）

(4) 任意退会を希望する場合の届出様式

様式第 8 号の 2 「退会届（確認書）」（様式は所属の支部に請求）

※ 退会希望日以降の退職互助部事業（給付等）を受ける権利を放棄することになります。

(5) 郵送用宛名ラベル

以下を切り取って、封筒へ貼りつけてください。（切手はご準備ください。）

424-0812 静岡県静岡市清水区小芝町 3-6 静岡県教職員互助組合おしば集中事務センター 宛
--